

消防危第 2 1 2 号
令和 7 年 9 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 95 号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 7 年総務省告示第 339 号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 7 年総務省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）が令和 7 年 9 月 30 日に公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第 1 改正内容に関する事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の改正に伴い、危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等、移送取扱所の配管及び石油パイプラインの導管が一定の距離を確保しなければならない施設に、就労選択支援の用に供する施設を加えることとしたこと。（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 11 条、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）第 32 条及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1 号）第 30 条関係）

第2 施行期日に関する事項

令和7年10月1日から施行することとしたこと。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

石野、鈴木

T E L 03-5253-7524

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp